

令和3年度 第12回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年12月23日（木）午後2時 開議
宮古島市役所庁舎 3階 会議室①

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第11回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第31号 令和4年度宮古島市立幼稚園休園の承認について
- 日程第5 議案第32号 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱の
制定について
- 日程第6 議案第33号 宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱の
制定について
- 日程第7 そ の 他

議案第 31 号

令和 4 年度宮古島市立幼稚園休園の承認について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市立幼稚園管理規則第 3 条第 2 項の規定により幼稚園を休園するには教育委員会の承認を経る必要があるので、本案を提出します。

別紙

令和4年度宮古島市立幼稚園休園の承認について

下記の幼稚園については、幼児募集の結果、宮古島市立幼稚園管理規則第4条の規定による学級編成の基準に満たないため、同規則第3条第2項の規定により令和4年度において休園とする。

記

1. 令和4年度 休園とする幼稚園

幼稚園の名称	位置
宮古島市立 西辺幼稚園	宮古島市平良字西原1081
宮古島市立 池間幼稚園	宮古島市平良字池間887
宮古島市立 福嶺幼稚園	宮古島市城辺字新城448

〈参考〉

○宮古島市立幼稚園管理規則〈抜粋〉

(入園の資格)

第2条 幼稚園に入園できる者は、宮古島市内に居住する満5歳児とする。ただし、鏡原幼稚園、狩俣幼稚園、宮島幼稚園、池間幼稚園、西城幼稚園、城辺幼稚園、福嶺幼稚園、砂川幼稚園、下地幼稚園及び来間幼稚園については、満4歳児から入園することができる。

(幼児の募集及び選抜)

第3条 省略

2 前項による募集の結果、幼児数が次条の基準に満たないと見込まれる幼稚園については、毎年12月末までに教育委員会の承認を経て、休園とすることができる。

(学級の編制)

第4条 幼稚園の学級は次の基準により、園長が編制する。

- (1) 5歳児1学級の幼児数は、5人以上35人以下とする。
- (2) 4歳児1学級の幼児数は、10人以上30人以下とする。
- (3) 異年齢児による学級編制ができるものとし、その1学級の幼児数は、5人以上25人以下とする。
- (4) 園長は、全各号の規定にかかわらず特別の事由があるときは、教育委員会の承認を得て、定数を超えて編制することができるものとする。

議案第 32 号

現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

福井大学大学院 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科への教職員の派遣に関する補助金を適正に交付するには、要綱を改正する必要があるので、本案を提案する。

別紙

現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱

現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱（令和3年宮古島市教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、宮古島市教育委員会（以下「委員会」という。）と福井大学大学院 福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下「連合教職大学院」という。）との連携に関する協定書に基づき連合教職大学院に派遣される宮古島市立小中学校の現職教職員（以下「派遣教職員」という。）に対し補助金を交付することにより、確かな指導理論と優れた実践力を身に付け、学校教育における指導的役割を果たす人材を育成し、宮古島市の教育の充実及び発展を図ることを目的とし、その交付に関しては、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48条~~号~~号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（派遣資格者）

第2条 派遣教職員の資格を有する者（以下「派遣資格者」という。）は、宮古島市立小中学校に所属する本務教職員であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 連合教職大学院で定める大学院生募集の出願資格を有し、入学が認められた者
- (2) 連合教職大学院修了後引き続き5年以上宮古島市立小中学校に教職員として勤務することを誓約した者
- (3) 出願時において教職員経験が5年以上である者
- (4) 勤務する学校長が推薦する者

2 派遣資格者のうち派遣を希望する教職員は、連合教職大学院派遣希望申請書（様式第1号）により委員会へ申請をする。

（派遣期間等）

第3条 派遣教職員の派遣期間及び修学年限は、2年間とする。

（派遣人数）

第4条 当該年度に新たに派遣する教職員の数は、2人以内とする。

(派遣の決定及び取消し)

第5条 委員会は、第2条の規定により派遣を希望する教職員から申請があった場合は、派遣検討委員会を開き、派遣の是非を検討する。

2 派遣検討委員会は、教育長、教育部長、学校教育課長、及び宮古島市立教育研究所長で組織する。

3 委員会は、派遣検討委員会において、派遣を希望する教職員が派遣資格者に該当すると認められたときは、当該職員に派遣決定通知書(様式第2号)を交付する。

4 委員会は、派遣教職員の資格又は要件等を欠く状況が生じた場合は、派遣の決定を取り消し、又は中止することができる。

5 派遣検討委員会に関する庶務は、宮古島市立教育研究所が行う。

(服務上の取扱い)

第6条 派遣教職員は、現職教職員として服務に従事しながら連合教職大学院に修学するものとし、その取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条の規定による研修とする。

(2) 学校の校務に支障が生じない限り、所属長の承認を受けて研修を行う。

(3) 派遣教職員が所属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行う場合は、研修出張として取り扱うものとする。

(研修修了)

第7条 派遣教職員の研修は、連合教職大学院が定める所定の課程の修了が認められたことをもって修了とする。

(派遣研修成果の活用)

第8条 派遣教職員は、研修修了後、各学校で指導的役割を担う教員として研修成果の還元に努めるとともに、宮古島市の教育の充実及び発展に資するものとする。

(庶務)

第9条 派遣に関する庶務は、宮古島市立教育研究所が行う。

(補助金の額)

第10条 連合教職大学院への修学における補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 連合教職大学院が授業料の半額を免除する場合 入学料の全額に相当する額を交付する。
- (2) 第6条第3号の規定による研修出張のため島外へ渡航する場合 交通費（航空賃含む。）及び宿泊費の70パーセントを上限として予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第11条 派遣教職員は、前条第1号に規定する補助金の交付を受けようとするときは、入学料補助金交付申請書（様式第3号）に、関係書類を添えて、委員会に提出するものとする。

2 派遣教職員は、前条第2号に規定する補助金の交付を受けようとするときは、研修派遣補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる関係書類と研修出張計画書（様式第5号）を添えて、委員会に提出するものとする。

- (1) 研修要項
- (2) 収支予算書（別添様式1）

（補助金の決定通知）

第12条 委員会は、派遣教職員から提出された申請書に基づき補助金を決定した上で、速やかにその決定内容について、補助金交付決定通知書（様式第6号）により派遣教職員に通知しなければならない。

（入学料補助金の請求）

第13条 派遣教職員は、委員会から入学料補助金交付の決定通知があった場合は、入学料補助金交付請求書（様式第7号）を委員会に提出しなければならない。

（入学料補助金の交付）

第14条 委員会は、派遣教職員から請求があった場合は、規則第15条の規定により、決定した額の入学料補助金を交付するものとする。

（研修課程修了報告）

第15条 派遣教職員は、委員会から入学料補助金の交付を受け、かつ、連合教職大学院の研修課程が修了したときは、連合教職大学院研修課程修了報告書（様式第8号）に修了証明書類を添えて、速やかに委員会に提出しなければ

ならない。

(研修実績報告)

第16条 派遣教職員は、委員会から研修派遣補助金交付の決定通知があり、かつ、研修出張が終了したときは、研修実績報告書(様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて、速やかに委員会に提出しなければならない。

(1) 研修実績報告書(別添様式2)

(2) 収支決算書(別添様式3)

(3) 支出証拠書類等

(補助金額の確定等)

第17条 委員会は、派遣教職員の連合教職大学院の研修課程の修了又は中止に係る研修成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査により、その報告に係る派遣教職員の研修成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第10号)により派遣教職員に通知しなければならない。

(研修派遣補助金の請求)

第18条 派遣教職員は、委員会から研修派遣に係る補助金の確定通知があった場合は、研修派遣補助金交付請求書(様式第11号)を委員会に提出しなければならない。

(研修派遣補助金の交付)

第19条 委員会は、第17条の規定により確定した額の研修派遣補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第20条 委員会は、第5条第4項の規定により派遣の決定を取り消し、又は中止した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該派遣教職員に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、派遣教職員の派遣に関し必要な事項は、

教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

宮古市教育委員会

年度 大学院派遣希望申請書

<p>希望コース</p>	<p>授業研究・教職専門性開発コース ミドルリーダー育成コース 学校改革マネジメントコース</p>
<p>カタガナ 氏 名 生年月日</p>	<p> (西暦) 年 月 日生 (男・女)</p>
<p>住 所</p>	<p>〒 宮古島市</p>
<p>所属校</p>	<p></p>
<p>派遣希望理由</p>	<p></p>

年 月 日

宮古島市立 学校
校長 殿

申請者

宮古島市教育委員会
教育長
(公印省略)

年度 派遣決定通知書

見出しのことについて、貴職員 () を派遣することを決定
しましたので、通知いたします。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印

入学料補助金交付申請書

年度 連合教職大学院入学料補助金交付について、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 : 現職教職員の大学への派遣及び補助金交付事業
- 2 入学日 : 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 : 円
- 4 関係書類
 - (1) 入学通知書(合格通知書)
 - (2) 入学手続要項等
 - (3) 授業料半額免除に係る証明書類

年 月 日

宮古島市教育委員会

教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印

研修派遣補助金交付申請書

年度 連合教職大学院への研修派遣補助金交付について、次のとおり
報告し、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 : 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付事業
- 2 研修期日 年 月 日 ~ 月 日
- 3 研修場所
- 4 補助金交付申請額 円
- 5 関係書類:
 - (1) 研修要項
 - (2) 収支予算書

研修出張計画書

- 1 研修名 :
- 2 研修内容 :
- 3 研修場所 :
- 4 研修期日 :
- 5 宿泊場所 :
- 6 補助金額 : 別紙 収支予算書のとおり

様式第6号(第12条関係)

連合教職大学院（入学・研修派遣）補助金交付決定通知書

申請者 殿

年 月 日付で申請のあった補助金については、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）及び現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱により、次の条件を付して交付します。

記

- 1 補助金 円
- 2 宮古島市補助金等交付規則及び現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱を遵守し、不明な点については、当委員会担当者と協議の上、誠意を持って善処すること。

規則に基づいて補助金の全額、又は一部の返還を要求された場合は、直ちに応じること。

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

印

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印
住 所

入学料補助金交付請求書

年度 連合教職大学院入学料補助金交付について、次の関係書類を添えて請求します。

記

- 1 補助金交付請求額： _____ 円
- 2 口座振替申出表示

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	

- 3 関係書類：
入学料振込証明書（振込受領書：コピー）

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印

連合教職大学院研修課程修了報告書

年 月 日付宮教学第 号により入学補助金の交付決定を受けた研修課程が修了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 : 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付事業
- 2 大学院派遣期間 : 年 月 日～ 年 月 日
- 3 補助金交付決定額 : 円
- 4 添付書類
修了証明書類

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印

研修実績報告書

年 月 日付宮教学第 号により補助金の交付決定を受けた研修が終了しましたので、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 : 現職教職員の大学への派遣及び補助金交付事業
- 2 補助金交付決定額 : 円
- 3 補助金精算額 : 円
- 減額 (△ 円)
- 減額理由

- 4 添付書類
 - (1) 実績報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 支出証拠書類等 (チケットの写し)

様式第10号(第17条関係)

宮教学第 号

(入学・研修派遣) 補助金交付確定通知書

宮古島市立 学校
殿

年 月 日付宮教学第 号にて補助金交付決定した補助金について、実績報告書を審査した結果、適正に執行されているので、現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 : 現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付事業
- 2 補助金 : 円

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長

年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 殿

宮古島市立 学校
氏名 印
住 所

研修派遣補助金交付請求書

年度 連合教職大学院研修派遣補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額： _____ 円

2 口座振替申出表示

金融機関名・支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義	

別添様式1 (交付申請)

収支予算書

(補助事業名：現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付事業)

1) 収入

(単位：円)

費目	予算額	備考
市教委補助金		
自己負担分		
計		

2) 支出

(単位：円)

費目	予算額	備考
交通費		
宿泊費		
計		

別添様式2 (実績報告)

研修実績報告書

- 1 研修名 :
- 2 研修内容 :
- 3 研修場所 :
- 4 研修期日 :
- 5 宿泊場所 :
- 6 補助金額 : 別紙 収支決算書のとおり

収支決算書

(補助事業名：現職教職員の大学院への派遣及び補助金交付事業)

1) 収 入

(単位：円)

費目	決算額	備考
市教委補助金		
自己負担分		
計		

2) 支 出

(単位：円)

費目	予算額	備考
交通費		
宿泊費		
計		

議案第33号

「宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱」について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年12月23日提出

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

提案理由

令和4年度に沖縄県内において「美ら島おきなわ文化祭2022」（第37回国民文化祭、第22回全国障害者芸術・文化祭）が開催され、宮古島市でも分野別フェスティバル（継続事業）が開催されます。事業を実施するにあたり、市の実行委員会を組織し、補助金交付要綱を整備する必要があるため、本要綱（案）を提案します。

宮古島市美ら島おきなわ文化祭2022補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第37回国民文化祭及び第22回全国障害者芸術・文化祭（以下「美ら島おきなわ文化祭2022」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、宮古島市において実施される美ら島おきなわ文化祭2022に係る事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる費用とする。

- (1) 美ら島おきなわ文化祭2022及び関連イベント等の開催に要する経費
- (2) その他教育長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で教育長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 教育長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等について必要な審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 教育長は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 教育長は、補助金の交付を決定したときは、決定した内容及びこれに付した条件等について、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 前項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金請求書（様式第3号）により補助金を請求するものとする。

（変更の届出）

第9条 補助事業者は、第5条の規定により提出した書類の記載事項に重要な変更を行う必要が生じた場合は、あらかじめ教育長に届け出て承認を得なければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、当該事業の完了した日から起算して2か月以内又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第4号）を教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 教育長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その内容が適当であると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対し補助金の全部又は一部を交付せず、又は返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱に基づく指示に従わなかったとき
- (2) 収支決算が収支予算に対し、著しく減少したとき
- (3) その他の不正な行為があると認めたとき

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

申請者 :

補助金交付申請書

宮古島市美ら島おきなわ文化祭 2022 補助金交付要綱第5条の規定により、事業を実施したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類一覧 :

様式第2号（第8条関係）

宮古島市教育委員会指令第 号
令和 年 月 日

様

補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった
事業について、宮古島市美ら島おき
なわ文化祭 2022 補助金交付要綱第6条の規定により交付決定したので、同要綱
第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日
宮古島市教育委員会
教育長

記

1. 交付決定額 : _____ 円

2. 交付決定に付す条件 :

様式第3号（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

請求者 :

補助金請求書

令和 年 月 日付け宮古島教育委員会市指令第 号による _____
_____ 事業について、以下のとおり、補助金を請求します。

記

請求金額	
金融機関名	
口座番号	
口座名義	

様式第4号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

宮古島市教育委員会
教育長 様

報告者 :

実績報告書

令和 年 月 日付け宮古島市教育委員会指令第 号による _____
_____ 事業について、事業が終了しましたので、関係書類を添えて報告します。

1. 事業名 :
2. 実績報告 :
3. 収支決算書 :
4. その他 :

様式第5号（第11条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

宮古島市教育委員会
教 育 長

補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により提出のありました実績報告書について、内容を審査した結果、補助金額を以下のとおり決定しましたので宮古島市美ら島おきなわ文化祭 2022 補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

1. 事業名 :
2. 補助金確定額 :
3. その他 :